

基準9 管理運営・財務

9-1. 管理運営

【現状の把握】

(1) 本学の教授会は、学則第45条（資料9-A参照）に規定されているように、学則などの規程の制定・改廃、教育研究の施設やカリキュラム、単位の認定、補導厚生、大学予算、教員の人事など大学運営のほとんどすべての問題を審議・決定している。教授会の具体的審議事項も、教育課程や履修などの教育活動に関する議題が多くを占めている。これらの審議事項は、総務委員会、教務委員会、厚生委員会などで検討されて教授会にあげられるものが多く、ほとんど学生の教育の中身や環境を改善するための方策についての審議である。

資料9-A（教授会の任務）

第45条 教育公務員特例法第2章第1節（第10条を除く）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第144条の規定によりその権限に属する事項のほか、次の各号に掲げる事項は、教授会の審議を経るものとする。

- (1) 学則その他本学内の規則の制定又は改廃に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 教育及び研究施設の設置又は改廃に関すること
- (4) 教育課程及びその改廃に関すること
- (5) 学生の生活指導、厚生及びその身分に関する重要なこと
- (6) 図書館に関すること
- (7) 科目等履修生、特別聴講学生、特別課程の履修者及び公開講座に関すること
- (8) 学外の大学や短期大学、その他の機関や団体との連携に関すること
- (9) その他本学の教育・研究に関して重要と認めたこと

（出典 岐阜市立女子短期大学学則の該当箇所）

本学では、毎月第4水曜日に定例の教授会が、入試時期などには臨時教授会が開催され、各学科、各種委員会から提案された議題を慎重に議論し、決議している。平成24年度は計15回（臨時4回を含む）の教授会が開催され、学則や規程の改廃、教育環境の整備、学生の入学、退学、休学、復学、卒業などの認定、カリキュラムの改定、また、学生部長、図書館長などの選考に関して、慎重かつ実質的な協議を行った。なお、平成24年度から8月の定例教授会を廃止し、短くなった夏季休業期間中の教員の研究時間確保の便を図ることとした。このように本学の教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

(2) 教授会や学科会議、各委員会の運営は、当然ながら、本学の各種規程や申し合わせに基づいて行われている。

(3) 本学は、学長の下に英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科、及び事務局、附属図書館を設置している。各学科には学科長（教員）を置いている。また、全学の教務及び学生の厚生指導を掌握する学生部長を置いている。附属図書館には附属図書館長（教員）を置いている。事務局には事務局長を置いている。本学の最高審議機関である教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局長の34名で構成している。教授会の下に14の委員会（環境・地域交流センターを含む）が設置されている。学生部長・附属図書館長・事務局の事務分掌は岐阜市立女子短期大学処務規則に定められている。これらの機構の詳細は運営組織図のとおりである。

事務職員数は、事務局長を含めて事務局職員9人（内、正規職員の育児休業の代替として臨時職員2人）、嘱託職員5人（総務管理課3人、図書館2人）、及び臨時職員1人（図書館）である。嘱託職員が多くなっているのは、岐阜市の職員定数削減の影響がある。総務管理課は嘱託職員を含む5人の教務学生係と同じく5人の庶務会計係に分かれ、前者は入試、学務、進路支援、健康管理、自治会活動支援などを、後者は教職員の庶務、予算、財務、施設管理などの業務を行っている。図書館には総務管理課の職員1人が兼任で配置され、図書館業務に専任する司書の資格を持つ嘱託職員2名を配置している。

短期大学業務を円滑に行ううえで、重要な役割を果たしているのは、学科会議と各種委員会の定期的開催と、それを受けての総務委員会、入試委員会などの学長、学生部長、図書館長の運営執行部と各学科長、事務局管理職メンバー（必要に応じて課題担当事務局職員も参加）で構成される総務委員会、そこでの議論を踏まえての教授会開催という意思決定メカニズムである。

各委員会は各学科からの委員と、事務局からの委員又は幹事で構成され、それぞれの委員会活動を円滑に進めている。事務局総務管理課は、教務学生係と庶務会計係に分かれて、短期大学の目的の達成に向けた支援を適切に行っている。風水害、地震、火災、伝染病などが発生した場合の危機管理体制もマニュアルに定めて整備している。また、消防署と連携して火災・地震発生時の対応訓練を毎年行っている。

教員のニーズは、学科会議や各種委員会を通じて把握し、管理運営に反映させている。また、教育後援会の総会や懇談会を通じて、保護者のニーズの把握に努めている。例えば、就職ガイダンスだけでなく進学者向けの進学ガイダンスも実施してほしいとの要望があり、平成20年度から進学者向けのガイダンスや小論文対策講座を設けた。

事務職員のニーズは主に事務局長のもとに集約されているが、職員との日常的な接触のある学生部長や学長のもとに職員の意見や要望が直接寄せられることも少なくない。

在学生、卒業生のニーズを把握するためアンケート調査を適宜行い、その結果を極力、管理運営に反映している。ただし、卒業時のアンケートについては、実施が1学科に限られ、全学的な取り組みについては過去

の実績が踏襲されていないため、改善の必要がある。平成25年度に実施中の公短協の「公立短大のあり方」調査研究プロジェクトへの参加を機に、卒業生の動向や受入れ先での評価なども含め、恒常的な活動に向けての検討が求められている。また、教員のニーズは学科会議、各種委員会を通じて、事務職員のニーズは事務局長のもとに集約されて、管理運営に反映させている。保護者のニーズは教育後援会の総会や懇談会を通じて把握し、管理運営に反映させている。

年度始めに、事務局長が岐阜市の基本方針等を踏まえた事務組織の目標を設定し、それに基づき各職員が自己の職務内容を確認するとともに、各人の職務目標を設定するなど、全職員の意思統一のもとで、効果的、効率的な管理運営をめざしている。

一般事務職員は、岐阜市が実施する管理職員の研修や、事務職員向けの会計実務研修、契約事務研修などを受講して、職員の資質向上を図っている。また外部研修として、事務局長は全国公立短期大学協会幹部研修会に出席して、公立短大を取り巻く現状や動向を研修し、入試・教務担当の職員は、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究集会などに出席して研修している。また、毎年、全国公立短期大学協会事務職員中央研修会に積極的に参加し、他の公立短期大学との連携を深め専門的な知識を身につけている。

保健担当の職員は、全国大学健康管理研究集会、全国大学健康管理協会東海・北陸地方部会研究集会に出席して研修し、多様な悩みを抱える学生に対応できるように日々研修の成果を活かしている。また、研修会で特別講演をされた産婦人科医による特別講義を、平成14年度から毎年実施してきた。さらに、研究集会を得た新しい知識をもとに、健康診断の事後指導を積極的に行うようになった。

図書館職員は、東海地区図書館協議会、岐阜県図書館協議会等が主催する研修会・勉強会・意見交換会への参加や、情報学研究所が主催する講習会への出席を通じて、図書館運営や図書館をとりまく最新の情報収集に努めている。

以上の事務局職員にかかわる事項は、年度ごとのルーチンワークとして定着してきており、SDの充実策と併せて、一層の取組みの強化をめざすこととしたい。

職員の職掌に応じて定期的な研修を行っており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組は組織的に行われていると言える。平成24年度には、簡単なものであったが、新規の職員に対し学長による研修を行った。ただし、市の事務機構の中に大学職員としての位置づけが十分なされていない上に、職員が2、3年で異動することが多いため、大学職員としての職務に精通することが相当に困難であって、特に、進路支援職員の学生指導のノウハウの蓄積と、企業とのパイプの継続的確保など、担当者に過重な負担をかけることとなっている。就職活動を含め、学生支援に高いレベルでの成果を出し、それを維持している点については、事務局担当者の大変な努力の結果ではあるが、組織的な体制という点では大きな問題を残している。

『大学概要』を数年に一度発行し、入試状況、就職状況、図書館状況、決算状況、公開講座実施状況等のデータを蓄積し、教職員に配布することを基本としてきたが、このところ途絶えていたため、毎年作成し

ている『事業概要』の充実と、新たに刊行を開始した『地域交流年報』の継続的刊行及び充実化を図ることとしている。

入試関係のデータ、学生の成績データ、進路関係データ等は、事務局教務学生係が電子ファイルとしてデータを蓄積しており、必要に応じて情報提供できる体制になっている。また教授会議事録や各委員会議事録も教員に配付されているとともに、教授会議事録は学内ファイルサーバに保管し、教職員はパソコンから閲覧できるようになっている。

本学の基礎的なデータや情報は、担当部署で蓄積されている。入試、就職情報などは担当事務職員から全教職員に配信されているほか、その他の情報も各構成員の要望があれば提供できるようになっている。また、学生の成績等にかかわる情報については、教員と事務局のあいだのデータ引渡しをUSBメモリーまたはCD-ROMとし、データ等の学外持ち出しを原則禁止し、情報漏えいの対策を講じている。

【現状の分析・評価】

本学の目的達成を支援するための管理運営組織及び事務組織は、適切な人員配置によって円滑に機能している。また管理運営に関する諸規程もきちんと整備され、それらに基づいた管理運営がなされている。自己点検・評価も組織的に実施され、その結果は教育や運営に反映されている。

ただし、上述のことからも明らかなように、本学に専属の職員を有するという公立大学法人や私学とは異なり、本学に専属の事務系職員を有しない、すなわち2～3年での異動を前提とせざるをえないという公立短大に特有の事情があるため、職員向けのSDの充実は本学にとってもきわめて重要なものとなる。市役所内で行われる職員研修はもとより、公立短期大学協会が実施する研修会や、図書館関係機関の行う研修会への積極的派遣を引き続き重視し、併せて学長、事務局長等による新規配属職員向けの系統的な学内研修の実施、1ポスト1職員を余儀なくされる職員配置の現状から事務組織の編成のあり方の検討などが求められている。

【改善方策の検討】

事務局体制は整っているが、専門職としての位置づけを明確にすること、自己点検・評価の社会的公表については、更に積極的に進めていく必要がある。Webサイト上での自己評価活動の公表は、この自己評価報告書から実施する。また、自己評価の結果の活用について、設置者への働きかけを含め、そのあり方や方法についても改めて検討する必要がある。

卒業後のフォローアップについては、卒業時の学生の満足度や達成度の調査を皮切りにし、受入れ企業等での評価の情報収集とその教育過程への反映などをしっかりと方向づけていくことが求められる。

9-2. 財務

【現状の把握】

本学は、岐阜市長が設置する公立短期大学であり、資産は岐阜市に属し、地方自治法及び岐阜市条例に基づいて管理されている。現在の校舎は平成12年4月に移転新築し、駐車場等を含めた敷地（23,334.11㎡）に講義棟（附属図書館を含む）・実習棟・研究棟（12,679.66㎡）を配し、体育館（1,316.58㎡）、学生会館（1,674.71㎡）、テニスコート（2,700㎡）、グラウンド（4,000㎡）を擁している。

本学では、学生からの授業料・入学検定料・入学金（以下「授業料等」という。）、その他の収入及び大学設置者からの公費の投入により経常的収入を確保している（資料9-B）。

資料9-B 過去3年間の歳出及び歳入内訳（財源内訳）

年度	決算総額	授業料等	その他の収入	一般財源（公費）
平成22年度	848,123	302,615（35.7）	4,588（0.5）	540,920（63.8）
平成23年度	564,623	295,250（52.3）	3,276（0.6）	266,097（47.1）
平成24年度	573,203	281,466（49.1）	5,633（1.0）	286,104（49.9）

単位：千円（千円未満は四捨五入のため概数）、カッコ内は歳入総額における割合（%）

歳出総額に占める授業料等の収入では、キャンパス移転にともなう公有財産購入費償還金の支払いが終了した平成23年度からは49～52%台を確保（それ以前は31～39%で推移）しており、短期大学の教育研究活動を遂行するための経常的収入は継続的に確保されているといえる。

本学の運営は市立のため地方自治法に基づき、歳入歳出予算については岐阜市議会の議決を得て成立し、決算についても岐阜市議会に報告され承認を受けている。予算計上にあたっては議会に対し、事業計画（内容）・予算額を説明し、決算にあたっては事業実績に対する決算額を説明するものであり、議会終了後には市民に対し周知されている。

短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、予算は単年度で事業計画（内容）に対する予算額で編成し、岐阜市議会に予算案を提出している。議決後、告示により市民に対し周知されることから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

平成25年度予算総額594,052千円に対し、教職員の給与費416,372千円、非常勤講師等の報酬29,058千円、事務費19,692千円、施設の維持管理80,930千円、教員研究費11,289千円、学生実習費29,440千円、図書費6,748千円、公開講座費662千円が内訳であり、施設設備整備の維持とともに教育研究活動が行えるよう例年実績に基づいた予算配分をしている。

教育にかかる予算に関しては、学科及び関係委員会から備品や臨時的経費等の予算要望を受け、本学の予算を編成し、市当局との予算折衝を行っている。

研究にかかる予算としては、均等割研究費と、各教員の研究計画に基づいた研究交付金があり、さらに研究交付金は過去の研究実績に基づく実績枠と、実績には無関係に、その研究内容を審査して決める奨励枠がある。均等割研究費については、各教員から費目別配分額の希望を聴取し、そのとおりに予算を編成している。また、研究交付金の配分については、その配分ルールを教授会において決定（毎年確認、必要に応じて多少の改正をとまう）し（別添資料「平成24年度研究交付金配分方法」参照）、各教員から出された研究計画書と研究実績報告書を総務委員会（研究費執行委員会）で審査し、研究費配分を決定している。さらに、平成24年度から、科学研究費交付金の間接経費を財源に学長裁量経費とし、研究上の備品等の充実策をとるべく、意欲的な研究を推進している教員への追加的研究費の配分を行うこととした。

以上のことから、教育研究活動に対して、適切な資源配分がなされていると考える。

本市では、議会選出の監査委員2人と識見を有する者の監査委員2人の計4人で、毎年定期監査を行っている。毎年、適正に行われている旨、評価されている。

【現状の分析・評価】

地方公共団体の財政が厳しい状況の中で、毎年入学者数を確保し、一定額の歳入を得て健全運営をしている。人員削減等の要請も、この数年間なんとか現状維持を保障されるなど、市当局においても一定の理解を得ているが、今後はかなり厳しい状況も予想される。こうした中で、教育・研究関連経費の削減は可能な限り食い止める努力を払ってきた。教育後援会の財政的支援は、学生の教育水準の維持及びその環境整備を進めるうえで大きな役割を果たしている。

学生の退学、休学が増える傾向もあり、授業料等減免措置の拡大との関連もあって、財政面からもこの点での対応がしっかりなされる必要がでてきている。

【改善方策の検討】

岐阜市の財政運営が厳しい折りではあるが、学生に対する教育の質を落とさないために、無駄な予算の徹底削減、必要不可欠な分野への重点配分に努め、研究計画に基づいた効率的な予算執行に努める必要がある。その際、まずは教育環境の悪化を防ぐこと、教育水準の低下をもたらさないことなど、学生サービスにおける質の低下をきたさないよう留意し、教育予算の重要性を市当局にも一層の理解を深めてもらい、かつ教育予算にかかる地方交付税の単価切り下げに歯止めをかけ、増額へと転換するよう国に対しても要求していくことが必要となっている。